

平成 2 7 年 8 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成 2 7 年 8 月 7 日 開会

平成 2 7 年 8 月 7 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成 27 年 8 月 7 日（金曜日）午後 3 時 36 分開議

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議会運営委員の選任
日程第 5 提案理由の概要説明
日程第 6 議案第 9 号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件
日程第 7 議案第 10 号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
日程第 8 議案第 11 号 平成 27 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24 名）

1 番	渡 辺 正 宏	2 番	後 藤 健
3 番	高 橋 大	4 番	仲 沢 誠 也
5 番	渡 部 幸 男	7 番	児 玉 一
8 番	長谷部 誠	9 番	伊 藤 榮 悦
10 番	橋 村 誠	11 番	久留嶋 範 子
12 番	菊 地 衛	13 番	青 柳 宗五郎
14 番	鹿兒島 巖	15 番	小 林 信

16番 佐々木 文 明
18番 芦 崎 達 美
20番 畠 山 菊 夫
22番 高 橋 浩 人
24番 菅 原 政 一

17番 三 浦 正 隆
19番 渡 邊 彦兵衛
21番 草 階 廣 治
23番 松 田 知 己
25番 佐々木 謙 吉

欠席議員（1名）

6番 由 利 昌 司

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂 積 志	副広域連合長	栗 林 次 美
副広域連合長	佐々木 哲 男	事務局 長	須 藤 智 明
事務局次長	水 木 卓	総務課 長	菅 原 文 夫
業務課 長	佐 藤 庄 二	会計管理 者	鈴 木 学

議会担当職員出席者

議 会 書 記 佐々木 崇 議 会 書 記 渋谷 美 里

午後3時36分 開会

○議長（青柳宗五郎） 本日の出席議員は24名であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成27年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（青柳宗五郎） 議事に先立ちまして、平成27年3月臨時会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

今年度に入りましてから、2市2村のそれぞれの議会において広域連合議会議員選挙が行われておりますので、当選されました議員をご紹介します。

選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願い申し上げます。

東成瀬村村議会副議長の佐々木謙吉議員です。

上小阿仁村村議会議長の小林信議員です。

大館市市議会議長の仲沢誠也議員です。

秋田市市議会議長の渡辺正宏議員です。

以上、4名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願い申し上げます。

諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

日程第1 議席の指定

○議長（青柳宗五郎） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、渡辺議員は1番、仲沢議員は4番、小林議員は15番、佐々木議員は25番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、仲沢誠也議員、長谷部誠議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 日程第3、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（青柳宗五郎） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長、市長、町村長、市議会議員、並びに町村議会議員から各1名を選任していることから、今回欠員となっている市議会議員区分から、能代市議会議長の後藤健議員を議会運営委員に指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、後藤健議員が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

日程第 5 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 日程第 5、提案理由の概要説明をいたします。

議案第 9 号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から議案第 11 号平成 27 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 平成 27 年 8 月広域連合議会臨時会の開会に当たり、提出議案について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

先般、日本年金機構において、大量の個人情報流出したことを受け、当広域連合といたしましても、厚生労働省と協議しながら、改めて情報セキュリティ対策を確認いたしました。具体的には、インターネットに接続されている端末では、個人情報を扱わないこととしたほか、データを持ち出す際の外部記憶装置については、暗号化やパスワードの設定等により、管理を厳重に行うこととしました。マイナンバー制度の運用開始も迫っておりますので、個人情報の管理については、より一層のセキュリティ強化に努めてまいります。

また、6 月 24 日、横手市から派遣され自殺した職員の両親から、当広域連合に対して損害賠償を求める訴えがありました。派遣職員の死亡に関しては、議会からの請願を受けて設置した第三者調査委員会において、客観的、専門的立場から検証していただいたところであり、その結果、「パワーハラスメントとは認められない」との答申を受けております。

広域連合といたしましては、第三者調査委員会の答申は適切なものと考えており、このたびは応訴することとしたところであります。

さて、今議会には、条例案 1 件、専決処分の承認 1 件、予算案 1 件を提出いたしております。

初めに、議案第 9 号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の利用の制限等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次に、議案第 10 号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険

料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る平成27年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため、所要の改正を行ったものであります。議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第11号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、平成26年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた、後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ12億3,688万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,445億1,886万9,000円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 議案第9号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から

日程第8 議案第11号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第6、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から日程第8、議案第11号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から日程第8、議案第11号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

の件まで、以上3件を一括議題といたします。

これより議案第9号から議案第11号までに対する質疑を行います。

通告者はありませんので、議案第9号から議案第11号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第9号から議案第11号までに対する討論を行います。

通告者はありません。以上で議案第9号から議案第11号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、おおむね定着したものと受けとめられておりますが、保険料軽減特例措置など、まだまだ議論を尽くす必要がある問題も抱えております。

高齢者が将来に不安なく、安心して医療を受けられる、持続可能で安定した医療制度をつくるためには、国による適切な財源措置が必要であり、それに対しては、全国組織を通して、今後とも国に働きかけてまいります。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ご苦労さまでした。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、平成27年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時49分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員